

令和2年2月吉日

一般社団法人富山県ソフトボール協会 御中

富山県岩瀬スポーツ公園指定管理者
富山・スポーツパーク・マネジメント



拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は富山県岩瀬スポーツ公園の運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、富山県では障害者用優先駐車場に係るパーキングパーミット制度の導入を決定し、岩瀬スポーツ公園においても、その導入準備を進めておりますが、導入にあたり改めて公園駐車場の利用方法、並びに車の乗り入れについてのルールを再度周知し、円滑で安全な公園利用をお願いしたいと考えております。

ついては、下記の通り、駐車場利用及び車の乗り入れについて、貴協会内において周知していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

(1) 公園内への車の乗り入れについて

「園内通行利用許可証」の無い車の乗り入れは一切禁止とします。荷物の搬入がある場合に限り、管理事務所で事前に「園内通行利用許可証」の交付を受け、園内に車を乗り入れてください。園内は時速10 Km以下の徐行運転とし、荷物を下ろした後は速やかに公園駐車場に車の移動をお願いいたします。

(2) 大会等で専用駐車場が必要な場合

大会運営において、荷物搬入や大会役員等の駐車のため、予め駐車場の確保が必要な場合は、大会の1週間前までに管理事務所まで申し出てください。最大5台までを目途に「荷物搬入専用車両」の掲示をしたカラーコーンを配置し、前日までに駐車スペースを確保いたします。

以上